

通級指導学級・特別支援教室に在籍されている
児童・生徒の保護者の皆様へ



令和6年度 通学費（就学援助費・就学奨励費）のお知らせ



世田谷区では、通級指導学級又は特別支援教室に在籍しているお子様がいるご家庭に対し、通学費を支援しています。ご希望の方は、6月に学級から配布する「就学奨励費希望調書」に必要事項をご記入いただき、ご提出ください（所得金額による制限はありません）。

なお、別途ご案内しております「就学援助費」が認定となる方は、通学費以外の費用についても対象となります。「就学援助費」をご希望の方でまだ申請がお済みでない場合は、「就学援助費」と「就学奨励費」の二つを漏れなく申請してください。

※両制度の受付後、より支給金額の多い制度で認定いたします。ただし、両制度で通学費を重複して受給することはできません。また、「就学奨励費」は毎年度のお手続きが必要となりますので、昨年度申請された方も忘れずにお手続きをお願いします。

1. 認定要件

世田谷区在住で、区市町村立学校の通級指導学級又は特別支援教室に在籍する児童・生徒の保護者

※生活保護を受給している方は生活保護費（教育扶助）からの支給となるため、申請は不要です。

※世田谷区以外にお住まいの方は、お住まいの区市町村教育委員会へご相談ください。

2. 手続き方法

- (1) 手手続き開始……6月に在籍学級から「就学奨励費希望調書」を配布します
- (2) 提出先……在籍学級へ提出してください。
- (3) 審査結果……9月下旬頃に在籍学級を通じて通知します。（年度途中入級の方は随時）
- (4) 支給時期……前期（4～8月）分を11月末、後期（9～3月）分を3月末に支給します。

※世田谷区立学校以外の通級指導学級等に在籍している場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

3. 通学費の支給について

※必ずお読みください！

就学奨励費又は就学援助費が認定された方を対象に、9月頃及び2月頃に別途ご案内いたします。

①実際に通学に要した交通費について、最も経済的な通常の経路及び方法により通学した場合の金額を支給します。なお、支給の対象となるのは原則として自宅と学校の往復区間のみです。

※ICカードの利用控を保管するなど、請求時に利用日数が確認できなくなることのないようご注意ください。

②同一バス会社の乗り継ぎなどで1日に3回以上バスを利用する場合は、原則として1日乗車券の金額が上限となります。

③教育委員会及び在籍学級等がお認めできない通学方法は、支給の対象となりません。



【問合せ先】

世田谷区教育委員会学務課学事係

電話：03-5432-2686